

長野県意見にまともに答えぬJR東海的环境影響評価書は違法である リニアの重大な被害予測を考えれば原告適格性を幅広く認めるべきだ

ストップ・リニア！訴訟第13回口頭弁論報告～リニア訴訟ニュース



ストップ・リニア！訴訟第13回口頭弁論が2月8日、東京地裁で開かれ、長野県におけるリニア新幹線的环境影響評価と、730人余りの原告適格性について原告代理人二人の意見陳述が行われました。

この日は120人の傍聴希望者が集まり、13回連続の傍聴券抽選が行われました。午後1時15分からの地裁前集会では、川村晃生原告団長、弁護士の挨拶に続いて、JR東海労や日本熊森協会、長野県大鹿村住民から連帯と支援の挨拶がありました。

午後2時半からの法廷では初めに蒲生路子弁護士が立って、JR東海的环境影響評価について意見陳述しました。蒲生氏は、「JR東海的环境調査箇所が少なく、調査期間も短いのに通年に置き換えて環境影響評価をごまかし、また法令や環境基準を守って工事をやるので、環境や生活への影響は無いとするなど、JR東海の見解表明に終わっている」と批判し、長野県知事的环境保全意見に答えていない環境アセスは違法であると述べました。

次に関島保雄弁護士が当日提出した原告適格一覧表を説明しました。この中で関島氏は、「リニア事業の工事や供用は国民に利便性や安全性について不安を与えるものであり、沿線のみならず国民に影響を与える。沿線住民には地権者や立木所有者など直接被害を受けるほか、リニアの施設や工事車両の走行ルートが不明のままでは、沿線住民の居住範囲も幅広く考えなければならない」と主張し、原告適格性の許容範囲を幅広く認めるべきだと述べました。終わりに横山弁護士が次回陳述の上申書を読み上げ閉廷しました。

次回14回口頭弁論は5月17日開かれ、東京・川崎・相模原の環境保全措置について原告側が弁論を行う予定です。

裁判後午後4時から衆議院第二議員会館で報告集会が行われ、そのあと第8回リニアシンポが開かれ、武蔵野大学工学部教授の阿部修治さんが、『中央新幹線～限界技術のリスク』と題して講演しました。

集会とシンポには100人が集まり、立憲民主党の初鹿明博氏（衆院）、共産党の本村伸子氏（衆院）、畑野君枝氏（衆院）、井上哲史氏（参院）の各議員から連帯の挨拶がありました。

JR東海の長野県環境影響評価は形式的、表面的、認可ありき～蒲生弁護士意見陳述

準備書21において原告らは、JR東海が実施した長野県環境影響評価が、①環境影響評価を行う対象が不明確または不確定であるのに免許がなされた場合、②環境影響評価手続きにおいて調査・予測・評価を行うべき対象や項目が欠けている場合または調査・予測・評価を行ったと評価できないのに免許された場合に該当し裁量の逸脱・濫用があると言え、環境影響評価法33条に違反し、取り消されるべきものであると主張している。

リニア工事による長野県内の発生土は950万立方メートルにのぼる。しかしJR東海は南アルプストンネルなどのトンネル発生土に関する環境影響評価をしていない。また、実際には発生土置き場も確保できていないにもかかわらず、補正後評価書には「仮置き場の確保に努め」などと記載し、仮置き場の確保を前提とした環境保全措置を展開している。これは、手続きにおいて調査・予測・評価を行うべき対象が欠落しており、環境影響法33条に違反しており取り消されるべきである。

下伊那郡大鹿村の小日影山の北西には、小日影山鉍山の坑口跡があり、過去には鉍毒で樹木が涸れる被害があったと言われている。しかしJR東海の資料では、掘削土に含まれる自然由来重金属の調査を見ると、

「施工中調査の計画については問題が生じる可能性がある地質の状況を踏まえ学識経験者と相談する」、「汚染が確認された場合は、現場内と周辺への拡散を防止するための合理的な対策工を立案し、環境省の土壌の運搬に関するガイドラインを踏まえながら関係法令を遵守した運搬・処理を実施して行く」などと、JR東海の意向表明に等しい記載があるのみである

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、粒子状物質に係る環境影響評価についてJR東海は、四季データと通年データを用いた予測結果を比較し適切に対応していると主張している。実際は大鹿村と高森町の2か所の通年データを四季データと比較しているだけであり、「山間部を含め、四季調査地点においても年間の気象状況を把握でき妥当性が確保されている」というJR東海の判断は極めて杜撰である。長野県のリニア沿線はイヌワシ、クマタカ、オオタカなど貴重な生態系が存在する。アメリカの「テリコ・ダム訴訟」では、リトル・テネシー川にダムをつくる計画が立てられ、住民の反対とアセスメント報告の不備により建設中止の判決が出された。この訴訟は、絶滅の危機にある生物種という「計算できない価値」と「利便性のための出費」とは比較できない、利便性を強調し生物種を絶滅させてはならないという人類の普遍的価値の原則を示している。

大鹿村では仮置き場に土曜日や祝日にも朝8時からリニア発生土が運び込まれ、住民生活に騒音被害をもたらしている。JR東海の影響評価は到底評価できない杜撰かつ強引な内容であり、このような環境影響評価に依拠した工事認可処分を速やかに取り消すよう求める。(概要)

自然破壊～広範囲の原告に原告適格がある あらゆる面で被害～関島弁護士意見陳述

当該処分(リニア工事の認可)の取消しを求めることについて「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により、自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるものを指す。当該処分によりこれを侵害されたまたは侵害される者は、当該処分の取消し訴訟における原告適格を有するとされている。まず、乗客の生命身体に関わる輸送の安全性は、国民個々の利益や権利として原告適格が認められるべきである。

この原告適格の範囲を考える場合、「もんじゅ」の原子炉設置許可処分の取消し訴訟において、原子炉から29km～59kmの範囲の地域に居住する住民の原告適格を最高裁が認めたことが先例になる。

南アルプスは、広大な地域が国立公園に指定されている。また特別保護区域も広い範囲で存在する。2014年にユネスコのエコパーク(自然と人間が共生する地域)に登録されており、世界的に知られた山岳地帯だ。そこに育まれた豊かな動植物の生態系の総体が南アルプスの自然環境として広く受け入れられている。当該地域は国民の感情が維持されており、国民は個々の幸福追求や経済活動の基盤として重要な法律的利益を有するものである。南アルプスの自然環境の保全を求める利益を国民個々の利益と認めず原告適格を狭く解釈すると、結局は不特定多数の人の環境利益や生物多様性の保全に係る環境訴訟を提起することが困難となる。2001年に発効したオーストラリア条約は、環境権を実効的なものにするため①環境情報へのアクセス権、②環境政策決定への参加権、③司法へのアクセス権を保障することを目的としており、世界42カ国やアイルランド以外のEUも加盟している。日本は未加盟だが、同条約の趣旨を考えれば、司法が原告的か鵜を拡大することは当然である。

リニアの工事予定地に土地、建物、地上権、立木等物権的権利を有する者がリニア工事により権利が侵害されることについて、工事執行認可によって自己の権利や法律上の利益を侵害される恐れはないとして原告適格を否定しているが、工事が進行することで将来必然的に侵害されることは明確である。土地収用法の事業認定取消しまで「本件工事計画の認可が違法であると訴えられないとの正当な理由は存在しない。

工事の進行による工事車両の運行について、残土置き場も運搬ルートも決まっていない。山岳部で山岳地帯の谷筋に残土を捨てる可能性もある。この件につき私たちはかなり広範囲での原告適格を求める。

リニアの運行により工事予定地域の住民は騒音や振動、低周波、日照、景観被害を受ける。沿線の広範囲に住む原告の被害が予想され、原告適格を持つのが当然である。(概略)

(以上、2019.2.10リニア訴訟事務局まとめ)